

質問第二六号

医師の偏在是正に向けた総合的な対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年十月二十九日

石垣のりこ

参議院議長 関口昌一 殿

医師の偏在是正に向けた総合的な対策に関する質問主意書

令和七年十月二十四日に行われた所信表明演説の中で、高市早苗内閣総理大臣は「医師の偏在是正に向けた総合的な対策を講じます。」と述べた。

以上を踏まえて、以下質問する。

一 医師が偏在している要因について、政府の見解を示されたい。

二 「総合的な対策」における「総合的」とは、医療政策を所管する厚生労働省以外の省庁が所管する施策のうち、医師の偏在対策として活用できる施策も盛り込むという意味か示されたい。異なる場合、「総合的」という単語を用いた意味を示されたい。

三 日本国憲法では、何人にも居住の自由や職業選択の自由が保障されているため、医師不足の地域に政府の指示により医師を配置することは非常に困難と考える。医師が自発的に医師不足の地域に移住して医療に従事することを選択できる環境の整備が重要と考えるが、そのために必要な施策について、政府の見解を示されたい。

右質問する。